

## 1 目指す生徒像

隣人愛の精神の実践に努め、一人一人の特性を活かし世界を舞台に  
社会に貢献できるグローバルな視座をもつ生徒  
校訓「苦しむ人と共に苦しみ、喜ぶ人と共に喜べるようキリストの  
愛の心で接しよう」を具現化できる生徒

## 2 いじめ防止対策体制

[いじめ防止・対策委員会]		
[保護者との連携]	[校内委員]	[関係機関との連携]外部委員
PTA会長・副会長等役員 PTA評議員	常任：副校長・教頭・教育相談主任・生徒 指導主任・教務主任・養護教諭 非常任：当該関係者（学年主任・生徒指導・ 担任・部活動顧問）	・スクールカウンセラー ・顧問弁護士 ・法人理事 ・公的外部支援機関等

※外部委員、非常任委員は状況に応じて参加する。具体的事例への対応では臨機応変に委員を加える。

## 3 いじめ防止への取り組み

**[学 校]** 「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

**[教職員]**

- 生徒との信頼関係を深め、生徒の居場所づくり
- 生徒の自己実現を図る授業実践
- 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む
- 様々な困難を抱えている可能性の認識
- 訴えや話を親身になって聞く姿勢
- 人権感覚を研く ○同僚・学年・管理職との協力意識

**[生 徒]**

- 互いを認め合い、クラスの一員としての自覚
- 規範意識の醸成 ○「命の大切さ」を育む
- 人間の最大の罪は「無関心」。

**[保護者]**

- 生徒の変化に気づいたら、すぐに学校に相談
- 家族団欒
- 学校との協力体制

## 4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

- 早期発見にむけて・・・「変化に気づく」～生徒の変化を敏感に察知～
- 相談ができる・・・「誰にでも」～いじめを生まない土壌づくり～
- 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」～報告・連絡・相談～